

令和5年度しずおか有機茶バリューチェーン構築事業 募集要領

令和5年1月18日

静岡茶輸出拡大協議会

1 目的

国が策定した「みどりの食料システム戦略」で有機栽培の面積の拡大が掲げられるなか、茶においては、海外市場で有機茶のニーズが高まっているものの、有機栽培による病害虫や雑草の発生、収量低下、荒茶価格に反映されない等の課題があり、生産から輸出までの流れが十分に確立できていない状況にあります。

このため、国のGFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクトを活用し、静岡県内の茶流通販売事業者を核として県内の茶生産者と連携し、有機栽培への転換や新たな流通体系の検証等を行う取組を推進することで、有機茶の生産拡大に向けた課題解決及び生産から輸出までのバリューチェーンの構築を目指します。

2 事業内容

(1) 取組主体

県内の茶流通販売事業者

(2) 取組内容

	取組項目	具体的な内容
ア	【必須】 検討会の開催	事業の推進のための検討会の開催 ※ 県内の茶生産者のほか、県農林事務所や市町、JA等の必要な構成員を参集して実施すること
イ	【必須】 有機栽培への転換の検証(検証ほの設置)	大規模な有機栽培への転換の検証(有機質肥料や生産資材等の経費、新技術導入に必要な機械設備の借上料等を支援) ※ 県内の茶生産者及び県農林事務所と連携して検証ほを設置すること
ウ	【任意】 新たな流通体系の検証	混載等の輸送コストの軽減に資する新たな流通体系の検証(検証のための調査や国内での輸送保管等に係る経費等を支援)
エ	【任意】 有機茶に係る市場調査や商品試作等	有機茶に係る輸出先国の市場調査や商品試作、試作品の広報資材(パンフレット、動画等)の作成等

(3) 取組期間

令和5年5月頃から令和6年3月20日(水)まで

※ 国のGFPフラッグシップ輸出産地形成プロジェクトの交付決定に応じます。

(4) 補助率

定額(取組内容に係る補助対象経費の全額を補助)

※ 上限:600万円、但し、(2)のウに取り組む場合は800万円

(5) 補助対象経費

(2)のイ、ウ及びエに取り組む上で必要な事業費、旅費、謝金、役務費、転換等助成費とします。なお、各費目の内容は別表のとおりとします。

(6) 成果目標の設定

令和6年度（目標年度）に次の目標を設定し、取り組んでください。

- ① 輸出額、輸出増加割合及び輸出量が増加すること。
- ② 有機栽培への転換により有機栽培面積を拡大すること。

(7) 実績報告

取組期間の終了日の10日後までに実績報告をしていただきます。実績報告に必要な書類は追って事務局からお示しします。

3 応募と取組計画の選定

(1) 応募者の要件

県内の茶流通販売事業者であり、次の要件を満たしていることとします。

- ① 静岡茶輸出拡大協議会に加入していること。
- ② 2(2)のイの取組にあたっては、県内の茶生産者及び県農林事務所と連携がとれていること。

(2) 募集件数

4件程度

(3) 募集期間

令和5年1月18日(水)から2月14日(火) 17:00 必着

(4) 応募書類の提出

次の書類について、電子メールにより提出してください。なお、提出後の差し替えや追加は認めません。提出された書類に著しい不備や記載不足等があった場合は、応募を受け付けない場合があります。

- ① 様式1号及び別紙（取組計画書）
- ② 組織及び運営についての規約等写し、財務諸表（又は収支予算書、収支決算書等）
- ③ 取組経費の根拠資料（見積書、参考価格等）

(5) 応募書類の提出先

静岡茶輸出拡大協議会 事務局（静岡県経済産業部農業局お茶振興課）

Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

(6) 取組計画の選定

提出された取組計画について次の基準により選定し、選定結果を応募者に通知します（令和5年2月下旬を予定）。なお、応募内容によっては選定されない場合があります。

- ① 取組の具体性、有効性及び波及効果
- ② 県内の茶生産者等との連携体制
- ③ 成果目標
- ④ 輸出実績、本県産有機茶の割合
- ⑤ 県輸出拡大事業への参画状況

※ G F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクトの事業目的に基づき、2(2)のウの取組の実施及び2(6)の②における大規模な転換は加点して評価します。

4 留意事項

- ① 本事業は国の令和4年度補正予算であるG F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト

の活用を予定していることから、当該事業の詳細の決定等に応じて事業内容等を変更する場合や採択結果に応じて事業を取りやめる場合があります。

- ② 本募集要領にない事項は、今後公表が予定されているG F Pフラッグシップ輸出産地形成プロジェクト実施規程等に基づくものとします。
- ③ モデル事業の性質上、取組内容や成果の一部を公表する場合があります。また、成果の取りまとめにあたっては資料等の協力を要請する場合があります。
- ④ 取組期間においては、静岡県又は静岡茶輸出拡大協議会が指定するコーディネーターにより、検討会への参加等を通じて取組計画の伴走支援及び進捗管理を行う予定です。

5 問合せ先（事務局）

静岡県経済産業部農業局お茶振興課

電話：054-221-2674

Eメール：ocha-shinko@pref.shizuoka.lg.jp

別表

費目	細目	内容	注意点
事業費	会場借料	会議等を開催する場合の会場費として支払われる経費（装飾費含む）	
	通信運搬費	郵便、運送等に係る経費	切手は物品受払簿で管理すること
	借上費	農業機械・施設、ほ場等の借上経費	本事業における検証に必要な期間に係る経費に限る
	印刷製本費	資料等の印刷製本に要する経費	
	資機材費	検証ほ場の設置、検証や管理等に係る資機材費（通常の営農活動に係るものを除く。）	
	消耗品費	・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費されその効用を失う低廉な物品の経費 ・低廉な記録媒体 ・実証試験等に用いる低廉な器具等	消耗品は物品受払簿で管理すること
	ほ場管理費	ほ場管理に必要な経費	
	情報発信費	国内外で情報発信を実施するための経費（調査費、試作品の改良費、出展料、輸送・保管費（荷積み、通関等に必要な経費含む）、広報費（広告費、ポスター、パンフレット、映像等）等）	海外でのプロモーション等の販路開拓や販売促進の取組は補助対象外
	研修等参加費	研修等の参加に要する経費	
	輸送・保管費	国内で事業を実施するために直接必要な資機材や物品の輸送、保管、荷積み、通関等に要する経費	
旅費	委員旅費	会議の出席、技術指導、商流構築等を行うための旅費として、依頼した専門家等に支払う経費	
	調査等旅費	資料収集、各種調査・検証、会議、打合せ、技術指導、研修会、成果発表等の実施に必要な経費	
謝金	—	資料整理、補助、専門的知識の提供、マニュアルの作成、原稿の執筆、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費	謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること
役務費	—	事業を実施するために直接必要かつそ	

		れだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、実証、検証、調査、制作、加工、改良、通訳、翻訳、研修、デザイン、等を専ら行う経費	
転換等助成費	—	生産者が転換先品目や栽培法を導入するために新たに必要となる種子・種苗、農薬及び肥料、生産資材等の経費	

注1 補助対象経費は、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額や掛かり増し経費であること、輸出のために新たに導入したものであること等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。

注2 表に掲げる経費であっても、以下の場合にあっては補助対象外とする。

- ・本事業で得られた試作品や成果物を有償で配布した場合
- ・補助事業の有無にかかわらず補助事業者で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合

注3 次の取組に係る経費は、補助対象外とする。

- ・国等の他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組
- ・農産物等の輸出の際の販売価格支持又は所得補てん
- ・事業の期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- ・その他本事業を実施する上で直接必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したことを証明できない経費